

佐倉市環境基本計画の 進捗評価報告書

**2019年（平成31年）3月
佐倉市生活環境課**

目次

第1章 現行計画の評価方法.....	1
第1節 評価の考え方	1
第2節 評価基準の設定	1
第3節 環境像の達成状況.....	3
達成すべき環境像① 田園の魅力と都市の魅力が調和したまち.....	3
達成すべき環境像② 自然を守り育てるまち.....	5
達成すべき環境像③ 環境への影響を自覚して暮らすまち.....	10
達成すべき環境像④ 歴史と文化を知り、伝え、創りだすまち.....	17
達成すべき環境像⑤ 人が生き、暮らしを楽しむまち	20
達成すべき環境像⑥ 環境づくりをみんなで進めるまち	23
第4節 重点的取り組みの達成状況	28
基本施策① 佐倉らしさとしての自然環境の保全と活用	28
基本施策② 環境パートナーシップの形成.....	32
第2章 関連情報の収集及び整理.....	35
第1節 調査概要	35
第2節 現行計画策定後の環境問題を取り巻く社会状況の変化.....	35
(1) 世界の動向	35
(2) 国の動向	37
(3) 県の動向	39

第1章 現行計画の評価方法

第1節 評価の考え方

現行の「佐倉市環境基本計画」で示されている環境目標が達成され、目標とする環境像「①田園の魅力と都市の魅力が調和したまち」「②自然を守り育てるまち」「③環境への影響を自覚して暮らすまち」「④歴史と文化を知り、伝え、創りだすまち」「⑤人が生き、暮らしを楽しむまち」「⑥環境づくりをみんなで進めるまち」へとつながっているかどうか、総合評価を実施します。

これにより、環境指標及び活動指標の定量的な目標に対する評価とともに、取組み状況に対する定性的な評価を加えた総合評価を実施します。

第2節 評価基準の設定

評価基準のうち、「実施状況」については、庁内各課からの事業評価で使用している、「H28年度末時点で達成」を「達成」としてA、「H29年度以降 H31年度末までに達成」をB、「計画より少ないが実施」をC、「実施せず」をD、「その他」を一としました。

また、総評として、環境指標の達成状況及び環境に関する市民意識調査の結果をふまえ、A～Cの3段階評価としました。

指標		示すもの	評価基準
成果指標	環境指標	施策の実施状況を示したもの	A：H28年度末時点で達成 B：H29年度以降 H31年度末までに達成 C：計画より少ないが実施 D：実施せず －：その他
	満足度点	環境の成果を示すもの	A：3.25 以上 B：2.75 以上 3.25 未満 C：2.74 未満
総評		実施状況、満足度を総合的に評価したもの	A：現行計画の方針、事業を継続 B：現行計画を継続しつつ、一部の事業内容等を見直し C：現行計画の方針、事業内容等を再検証

評価基準：「地区の環境についての満足度」平均点

$$= \frac{\text{「満足」の回答者数} \times 5 + \text{「やや満足」の回答者数} \times 4 + \text{「普通」の回答者数} \times 3 + \text{「やや不満」の回答者数} \times 2 + \text{「不満」の回答者数} \times 1}{\text{回答者数} - \text{不明} \cdot \text{無回答者数}}$$

【満足度点】

項目	満足	やや満足	普通	やや不満	不満	不明・無回答	満足度点
空気のきれいさ、さわやかさ	21.3	24.2	46.8	5.1	1.5	1.1	3.59
川や水路などの水のきれいさ	7.3	15.7	51.7	18.6	4.4	2.4	3.03
まちの静けさ	21.7	29.1	37.3	8.0	2.6	1.3	3.60
におい（悪臭）がしないこと	24.6	23.5	38.6	8.9	2.9	1.5	3.59
土壌が豊かであること、汚れていないこと	12.6	24.6	51.2	6.9	2.4	2.4	3.39
道路交通量の多さ	7.7	14.2	45.0	24.8	7.8	0.5	2.89
公園や街路樹などのまちの緑の豊かさ	23.5	27.7	36.8	8.7	2.2	1.1	3.62
公園や広場などのゆとりのある空間の豊かさ	22.4	26.4	35.2	10.6	4.0	1.5	3.53
ごみの散乱がないなど、周辺のきれいさ	14.8	25.3	41.2	14.2	3.8	0.7	3.33
買物や交通の便利さ	13.7	28.6	26.2	21.5	9.1	0.9	3.16
まちなみの美しさ	12.9	22.0	49.0	11.1	3.5	1.5	3.30
山、森など自然の緑の豊かさ	18.4	31.1	39.5	7.1	2.4	1.5	3.57
川や池、湧水など水の豊かさ	8.7	18.9	53.6	14.0	3.3	1.5	3.16
ふれあえる自然の豊かさ	14.8	23.5	46.1	10.9	3.5	1.3	3.36
野生の動植物の身近さ	10.7	19.9	52.3	12.2	3.3	1.6	3.23
自然景観・風景の美しさ	11.7	24.8	47.5	11.8	2.7	1.5	3.31
地場産品の豊富さ	7.8	18.9	48.6	20.6	3.3	0.7	3.08
環境について学ぶ機会の多さ	4.0	7.5	64.1	18.8	3.5	2.2	2.90
環境活動ができる機会の多さ	3.8	6.0	68.1	16.2	3.8	2.0	2.90
環境市民活動の活発さ	3.3	8.0	66.8	15.3	4.4	2.2	2.90
地域での環境イベントの開催状況	3.6	8.7	64.8	17.5	3.5	1.8	2.91
平均点							3.25

第3節 環境像の達成状況

達成すべき環境像① 田園の魅力と都市の魅力が調和したまち

【取り組みの方針】

様々な視点からみた望ましい土地利用や環境保全の計画をたて、それに基づく都市形成を行う事により、秩序ある街並みの形成と豊かな自然環境の保全を図り、田園と都市のバランスの取れた環境の実現を目指します。

そのためにも市で作成され実施される様々な計画や事業などにおける考え方の整合を図り、総合的な視点からの佐倉市の環境づくりを進めていきます。

【施策】

施策	内容
1) 調和ある環境づくりの原則化	①環境影響評価制度（環境アセスメント制度）の実施 ・佐倉市の特性を反映した環境影響評価制度（環境アセスメント制度）の策定を図る ・計画アセスメントの導入推進 ・計画段階からの市民等への情報公開 ②環境の視点を取り入れた都市づくりの検討 ③計画的な土地利用方針の検討 ④都市マスタープランとの整合
2) 景観の保全・育成	①景観の保全・創出における枠組みづくり ・ふるさとの景観の保全・創出 ②うるおいのある都市景観の創出 ③美しい農の風景の保全 ・農業の振興 ・農村景観形成ガイドラインの作成 ・農の風景としての保全・継承・活性化

【指標による評価】

区分	環境指標	実施状況 (H28 年度末時点)	評価
施策 1) 調和ある環境づくりの原則化			
環境 指標	環境影響評価制度（環境アセスメント制度）の実施	未実施	D
	環境の視点を取り入れた都市づくりの検討	達成	A
	計画的な土地利用方針の検討	達成	A
	都市マスタープランとの整合	達成	A
施策 2) 景観の保全・育成			
環境 指標	ふるさとの景観の保全・創出	H31 年度末までに 達成見込み	B
	うるおいのある都市景観の創出 (地区計画や建築協定などの推奨)	達成	A
	農業の振興（営農支援、後継者育成による農地保全）	達成	A
	農村景観形成ガイドラインの作成	H31 年度末までに 達成見込み	B
	農の風景としての保全・継承・活性化（地域伝承のおまつり等の行事）	達成	A

【市民アンケート調査による評価】

区分	項目	満足度点 (H30 年度調査)	評価
満足 度点	公園や街路樹などのまちの緑の豊かさ	3.62	A
	まちなみの美しさ	3.30	A
	自然景観・風景の美しさ	3.31	A

【総評】

評価結果	評価
<p>「田園の魅力と都市の魅力が調和したまち」を目指し、平成 23 年 3 月に策定された佐倉市都市マスタープランにおいて、「都市と農村が共生するまち 佐倉」を将来像として掲げ、また、平成 29 年 12 月には、「歴史・自然・文化をつなぐ みんなで育む 佐倉らしい景観」を基本理念とする佐倉市景観計画を策定するなど、関連計画と整合を図りながら取組を進めています。</p> <p>市民アンケート結果でも、市の景観に対する市民の満足度は高い評価となっています。</p> <p>現状の高い市民満足度を維持していくために、今後も継続して、総合的な視点をもちながら市の環境づくりを進めていくことが必要です。</p>	A

達成すべき環境像② 自然を守り育てるまち

【取り組みの方針】

いまある豊かな自然をこれ以上減らさずに、かつ、より良い形で残す事を目指します。そのために、いまある自然の大切さを充分認識し、自然に親しみ自然を受け入れた生活の在り方を考え、自然を守り育てていく必要があります。

生活上の利便性や安全性を確保するための都市施設整備や避けられない開発行為などにおいては、その必要性と自然環境や住民への影響を十分に考慮した上で、その手法の在り方の検討により避けられるマイナス要因は避けるなど、自然環境や住民生活等とのバランスを検討した上で、住民事業者との合意を得た上で実行に移して行けるような仕組みと環境づくりを進めていきます。

【施策】

施策	内容
1) 自然環境の把握と計画的な保全、回復	<ul style="list-style-type: none"> ①自然環境に関する調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境調査の定期的な実施の継続 ・谷津環境に着目した環境調査の実施 ②自然環境に関する保全等の指針の明確化 <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境調査等に基づく自然環境評価の実施 ・重要自然環境地域の指定と自然環境保全計画の検討 ・谷津保全のための指針の検討
2) 緑の保全・創出	<ul style="list-style-type: none"> ①制度等による緑の将来的な担保 <ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメント制度など、保全のための仕組みの整備 ・緑地保全地区制度、市民緑地制度等の活用 ・谷津田の保全のための仕組みの検討 ②緑化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・沿道の緑化、並木や中央分離帯等、道路施設としての緑化の推進 ・緑化協定や生垣化の推進など敷地の緑化推進 ・緑の基本計画（案）に基づく緑地確保の推進 ③緑の保全と維持管理 <ul style="list-style-type: none"> ・雑木林等の管理マニュアルの作成（下草刈り、枝打ちなど、何をどうやるか等） ・雑木林や谷津の保全ボランティアなど、民有農地を含めた樹林地等の維持管理およびその支援のための仕組みの整備 ・屋敷林、社寺林保全のための支援策の検討 ・地域に特徴的な景観を呈する大木や歴史的由縁のある樹木などの名木・古木としての保全の支援・推進 ・公園緑地の整備、維持管理等における市民参加 ④緑の有効活用 <ul style="list-style-type: none"> ・環境教育・学習の場としての緑（水辺含む）の活用、市民等の自然環境への理解の推進 ・住民参加による樹林地等の維持管理・運営の推進 ・休耕田の市民農園や谷津公園としての有効活用 ・公園総合整備計画における自然を取り込んだ公園区域の設定、公園機能の選定による公園緑地整備の推進 ・都市施設（廃棄物処理施設等）の整備と都市公園を組み合わせた環境学習ができるような公園の整備の検討

施策	内容
2) 緑の保全・創出	⑤農地の保全・活用 <ul style="list-style-type: none"> ・生物生息や環境保全機能に配慮した農地管理の推進（農薬や肥料に関する配慮、冬期も水を抜かない等） ・生物生息や環境保全機能に配慮した農地整備の推進（用水路の形状・材質・流路等への配慮） ・環境保全機能を有する空間としてのPRの推進
3) 良好な水辺と水の循環系の保全、創出	①印旛沼および河川の水質改善 <ul style="list-style-type: none"> ・印旛沼の堆積汚濁 負荷の除去（底土の浚渫等） ・生活排水や肥料等による流入負荷削減のための指導・PRの推進 ・佐倉市周辺市町村や県を含めた広域的な対応体制づくり ②水循環系の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・流域一帯における緑保全、緑化、表土の保全・復元の推進 ・雨水貯留・利用の推進 ・コンクリート等による地表面の被覆の抑制、地域性を考慮した駐車場や歩道等透水性舗装化や雨水浸透ます等の整備による面水の地下浸透の推進 ③水辺環境の保全・回復 <ul style="list-style-type: none"> ・水辺の維持管理（草刈り、簡単な補修等）への市民参加 ・河川や印旛沼周縁への親水護岸の整備 ・近自然工法による河川改修の推進 ・県立印旛沼広域公園計画における自然性、親水性への配慮の実施
4) 生物の生息環境の保全、創出	①土地利用の工夫による生息環境の保全・創出 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な樹林地の保全・創出 ・移動空間の確保（移動、採餌、交流） ・多様性の確保 ②身近な空間へのビオトープの創出 <ul style="list-style-type: none"> ・地元との連携による公園へのビオトープの創出 ・環境教育を兼ねた子供たちによるビオトープ創出事業の推進 ・調整池の活用。維持管理における生物生息への配慮の実施 ③都市施設整備に際する自然環境への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・沿道の緑化、動物の移動経路への配慮など、エコロードとしての道路の整備 ・近自然型河川改修の実施 ・樹林地の分断回避などに配慮した施設配置 ・開発・建築行為に際しての環境アセスメント、ミティゲーションの実施
5) パートナーシップによる自然環境の保全・創出	①自然環境に関する情報の共有化 <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境や市内動植物等の情報の提供（環境情報システム） ・市民や事業者からの自然環境に関わる情報の受け皿づくり ・他自治体との自然環境に関わる情報交換の推進 ②住民参加による自然環境の保全・創出 <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境調査等における住民参加の推進 ・ビオトープや自然を取り込んだ公園等の創出、維持管理、活用等の計画段階からの住民参加の推進 ・（財）緑の銀行や住民グループ等との連携・協力による緑の保全、維持管理等の推進

【指標による評価】

区分	環境指標	実施状況 (H28 年度末時点)	評価
1) 自然環境の把握と計画的な保全、回復			
環境 指標	自然環境調査の定期的な実施の継続	H31 年度末までに 達成見込み	B
	谷津環境に着目した環境調査の実施	達成	A
	自然環境調査等に基づく自然環境評価の実施	計画より少ないが 実施	C
	重要自然環境地域の指定と自然環境保全計画の検討	計画より少ないが 実施	C
	谷津保全のための指針の検討	達成	A
施策 2) 緑の保全・創出			
環境 指標	環境アセスメント制度など、保全のための仕組みの整備	未実施	D
	緑地保全地区制度、市民緑地制度等の活用	達成	A
	谷津田の保全のための仕組みの検討	計画より少ないが 実施	C
	沿道の緑化、並木や中央分離帯等道路施設としての緑化の推進	未実施	D
	緑化協定や生垣化の推進など敷地の緑化推進	達成	A
	緑の基本計画（案）に基づく緑地確保の推進	達成	A
	雑木林等の管理マニュアルの作成（下草刈り、枝打ちなど、何をどうやるか等）	計画より少ないが 実施	C
	雑木林や谷津の保全ボランティアなど、民有農地を含めた樹林地等の維持管理及びその支援のための仕組みの整備	達成	A
	屋敷林、社寺林の保全のための支援策の検討	その他	—
	地域に特徴的な景観を呈する大木や歴史的由縁のある樹木などの名木・古木としての保全の支援・推進	達成	A
	公園緑地の整備、維持管理等における市民参加	H31 年度末までに 達成見込み	B
	環境教育・学習の場としての緑（水辺含む）の活用、市民等の自然環境への理解の推進	達成	A
	住民参加による樹林地等の維持管理・運営の推進	達成	A
	休耕田の市民農園や谷津公園としての有効利用	達成	A
	公園総合整備計画における自然を取り組んだ公園区域の設定、公園機能の選定による公園緑地整備の推進	H31 年度末までに 達成見込み	B
	都市施設（廃棄物処理施設等）の整備と都市公園を組み合わせた環境学習のできるような公園の整備の検討	H31 年度末までに 達成見込み	B
	生物生息や環境保全機能に配慮した農地管理の推進（農業や肥料に関する配慮、冬期も水を抜かない等）	達成	A
	生物生息や環境保全機能に配慮した農地整備の推進（用水路の形状・材質・流路等への配慮）	達成	A
	環境保全機能を有する空間としての P R の推進	達成	A

区分	環境指標	実施状況 (H28 年度末時点)	評価
3) 良好な水辺と水の循環系の保全、創出			
環境 指標	印旛沼の堆積汚濁負荷の除去（底土の浚渫等）	その他	—
	生活排水や肥料等による流入負荷削減のための指導・PRの推進	達成	A
	佐倉市周辺市町村や県を含めた広域的な対応体制づくり	その他	—
	流域一帯における緑の保全、緑化、表土の保全・復元の推進	H31 年度末までに達成見込み	B
	雨水貯留・利用の推進	計画より少ないが実施	C
	コンクリート等による地表面の被覆の抑制、地域性を考慮した駐車場や歩道等の浸透性舗装化や雨水浸透ます等の整備による雨水の地下浸透の推進	計画より少ないが実施	C
	水辺の維持管理（草刈り、簡単な補修等）への市民参加	達成	A
	河川や印旛沼周縁への親水護岸の整備	H31 年度末までに達成見込み	B
	近自然工法による河川改修の推進	未実施	D
	県立印旛沼広域公園計画における自然性、親水性への配慮の実施	その他	—
	4) 生物の生息環境の保全、創出		
環境 指標	大規模な樹林地の保全・創出	未実施	D
	移動空間の確保（移動、採餌、交流） 大規模な樹林地の機能の代替と、開発時の動物の生息域の分断の回避	計画より少ないが実施	C
	多様性の確保（自然が本来持つ多様性を活かす形での緑の保全）	計画より少ないが実施	C
	地元との連携による公園へのビオトープの創出	未実施	D
	環境教育を兼ねた子供たちによるビオトープ創出事業の推進	達成	A
	調整池の活用・維持管理における生物生息への配慮の実施	未実施	D
	沿道の緑化、動物の移動経路への配慮など、エコロードとしての道路の整備	未実施	D
	近自然型河川改修の実施	未実施	D
	樹林地の分断回避などに配慮した施設配置	未実施	D
	開発・建築行為に際しての環境アセスメント、ミティゲーションの実施	未実施	D

区分	環境指標	実施状況 (H28 年度末時点)	評価
5) パートナーシップによる自然環境の保全・創出			
環境 指標	自然環境や市内動植物等の情報の提供（環境情報システム）	未実施	D
	市民や事業者からの自然環境に関わる情報の受け皿づくり	未実施	D
	他自治体との自然環境に関わる情報交換の推進	未実施	D
	自然環境調査等における住民参加の推進	達成	A
	ビオトープや自然を取り込んだ公園等の創出、維持管理、活用等の計画段階からの住民参加の推進	達成	A
	（財）緑の銀行や住民グループ等との連携・協力による緑の保全、維持管理等の推進	達成	A

【市民アンケート調査による評価】

区分	項目	満足度点 (H30 年度調査)	評価
満 足 度 平均点	川や水路などの水のきれいさ	3.03	B
	公園や街路樹などのまちの緑の豊かさ	3.62	A
	公園や広場などのゆとりのある空間の豊かさ	3.53	A
	山、森など自然の緑の豊かさ	3.57	A
	川や池、湧水など水の豊かさ	3.16	B
	ふれあえる自然の豊かさ	3.36	A
	野生の動植物の身近さ	3.23	B
	自然景観・風景の美しさ	3.31	A
	環境について学ぶ機会の多さ	2.9	B
	環境活動ができる機会の多さ	2.9	B
	環境市民活動の活発さ	2.9	B
	地域での環境イベントの開催状況	2.91	B

【総評】

評価結果	評価
<p>「自然を守り育てるまち」を目指し、自然環境、緑、良好な水辺や水循環、生物の生息空間の保全・回復・創出などに向けた取組を進めているところですが、一部未実施となっています。特に、生物の生息・生育環境の保全・創出とパートナーシップによる自然環境の保全・創出について未実施の取組が多くなっています。</p> <p>市民アンケート結果でも、自然環境についての満足度や環境活動についての満足度がやや低くなっています。</p> <p>今後は、市民・事業者・市を含めた地域の連携により、既存の取組で進捗が滞っているものについて、推進していく必要があります。</p>	B

達成すべき環境像③ 環境への影響を自覚して暮らすまち

【取り組みの方針】

地球環境を構成する一員として、人間の生活や活動が広くは地球環境にまで負荷・影響を与えている事を認識し、自らの活動が与える負荷をできるだけ小さくするよう、行政、市民、事業者が努力して行けるような、しくみや活動を推進していきます。

【施策】

施策	内容
1) 市内環境負荷の監視・把握	<ul style="list-style-type: none"> ①測定・監視の充実 ②環境情報システムの整備・充実 ③市内活動による環境負荷の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・市内総電力消費量の把握 ・市内総ガス消費量の把握
2) 環境への負荷・影響を削減する枠組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ①環境影響評価（環境アセスメント）制度の実施 ②環境マネジメントの推進 ③水循環型社会構築のための指針の作成 ④廃棄物等の処理・リサイクルの推進に係る指針の作成 ⑤環境負荷低減のための実践ガイドラインの作成 <ul style="list-style-type: none"> ・(仮) 市民かんきょうノート作成 ・率先行動計画の作成 ・事業者向けのガイドラインの作成
3) 自動車公害対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染監視体制の拡充 ・公共交通機関の充実等による自動車の使用抑制 ・アイドリング（空ぶかし、空転）抑制等、自動車運転マナーの向上 ・大気汚染防止対策の広域的推進（千葉県、周辺市町村） ・低公害車導入、購入の推進（特に公用車、私有バス） ・交通流の円滑化（交通渋滞の緩和） ・道路対策（道路構造の改善） ・土地利用対策（土地利用の適正化）
4) エネルギーの有効利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーの推進 ・自然エネルギーの活用 ・エネルギーの有効利用 ・グリーン購入の推進

施策	内容
5) 水資源の有効利用と排水負荷の低減	<p>①節水の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な水源の確保と水の有効利用 ・水の使い方への配慮など、節水の推進により、水の使用量の削減 ・中水（再生処理した雑用水）や雨水の利用を図ることにより、水道水の使用量の低減、および水源の多様化による災害時等への対応 ・湧水や地下水（井戸）の利用を図り、災害時における水源の確保 <p>②水質汚濁負荷の低減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生源対策の推進 ・肥料、農薬の適切な使用の推進 ・下水道の整備および下水道への接続の推進、および合併浄化槽の整備推進 ・印旛沼における浚渫、河川への浄化施設の設置、水生植物による負荷除去など、水域における直接浄化の推進 ・地下水汚染の調査、監視、浄化対策の実施 ・有害化学物質等の適正管理
6) 廃棄物の減量・再資源化の推進	<p>①廃棄物の減量化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元の商店街やスーパー等との協力による簡易包装、資源ごみの回収の推進 ・現在行われている買い物袋持参運動の充実 ・一般廃棄物の減量化、適正処理の推進についての検討を行う場としての廃棄物減量等推進審議会の設置 <p>②再利用・再資源化の推進（リサイクルの推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみの分別回収の徹底と堆肥（コンポスト）化、およびその市内農地への活用の推進 ・グリーンリサイクルの推進（公園樹や街路樹の剪定枝、落葉等のチップ化、堆肥化）など、緑の循環システムの構築 ・市民主体による分別回収の推進と支援体制の整備 ・建設副産物の有効活用の推進 ・フリーマーケットの開催、不要品交換情報の取り扱いなどの推進 <p>③産業廃棄物の適正処理・処分の推進</p> <p>④ポイ捨て抑制対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クリーン推進員の選定による地域の環境美化の推進 ・ポイ捨て条例の検討等による、駅周辺等における環境美化取り組みの重点推進 <p>⑤グリーン購入の推進</p> <p>⑥ごみ処理施設の整備に伴う配慮の実施</p>
7) 土壌汚染防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物や残土（発生土）の適正処理に関する規制、指導の推進 ・地下水汚染の調査、監視、浄化対策の実施 ・有害化学物質等の適正管理 ・肥料、農薬の適切な使用の推進 ・自主管理の促進 ・土壌汚染処理対応
8) 環境汚染防止の対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・有害化学物質等の適正管理 ・有害化学物質等の監視

施策	内容
9) 地球環境を認識し行動に移す	<p>(1) 地球レベルでの環境認識と地域実践の推進</p> <p>①地球環境問題に関する認識の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境ホームページ、環境ニュース等を通じた環境問題に係る情報の提供 ・地球環境問題に関わる環境教育・学晋の推進 ・地球環境問題に関わる PR、啓発の推進 <p>②外国の環境について関心を広げる</p> <p>③地球温暖化対策への取り組み</p> <p>④酸性雨対策への取り組み</p> <p>⑤熱帯雨林等の保全や野生動物保護に関する情報の提供</p> <p>(2) パートナーシップによる推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ（子供会、町内会等）単位での集団回収の推進、分別排出の徹底等、廃棄物の減量やリサイクルへの取り組みの推進 ・廃棄物減量等推進員の選定 ・連絡協議会の設置 ・消費者とのパートナーシップによる事業所の取り組みの推進

【指標による評価】

区分	環境指標	実施状況 (H28 年度末時点)	評価
施策 1) 市内環境負荷の監視・把握			
環境 指標	測定・監視の充実	達成	A
	環境システムの整備・充実	未実施	D
	市内総電力消費量の把握	未実施	D
	市内総ガス消費量の把握	未実施	D
施策 2) 環境への負荷・影響を削減する枠組みづくり			
環境 指標	環境影響評価（環境アセスメント）制度の実施	未実施	D
	市における環境マネジメントの推進	計画より少ないが 実施	C
	水循環型社会構築のための指針の作成	その他	—
	廃棄物等の処理・リサイクルの推進に係る指針の作成	その他	—
	（仮）市民かんきょうノートの作成	計画より少ないが 実施	C
	率先行動計画の作成	達成	A
	事業者向けのガイドラインの作成	未実施	D

区分	環境指標	実施状況 (H28年度末時点)	評価
施策3) 自動車公害対策の推進			
環境 指標	大気汚染監視体制の拡充	その他	—
	公共交通機関の充実等による自動車の使用抑制	H31年度末までに 達成見込み	B
	アイドリング（空ぶかし、空転）抑制等、自動車運転マナーの向上	達成	A
	大気汚染防止対策の広域的推進（千葉県、周辺市町村）	達成	A
	低公害車導入、購入の推進（特に公用車、市有バス）	達成	A
	交通流の円滑化（交通渋滞の緩和）	達成	A
	道路対策（道路構造の改善）	計画より少ないが 実施	C
	土地利用対策（土地利用の適正化）	達成	A
施策4) エネルギー有効利用の推進			
環境 指標	省エネルギーの推進	達成	A
	自然エネルギーの活用	達成	A
	エネルギーの有効活用 （コージェネレーションシステム等、エネルギー高効率システムの導入等）	達成	A
	グリーン購入の推進	計画より少ないが 実施	C
施策5) 水資源の有効利用と排水負荷の低減			
環境 指標	多様な水源の確保と水の有効利用	達成	A
	水の使い方への配慮など、節水の推進により、水の使用量の削減	達成	A
	中水（再生処理した雑用水）や雨水の利用を図ることにより、水道水の使用量の低減、および水源の多様化による災害時等への対応	計画より少ないが 実施	C
	湧水や地下水（井戸）の利用を図り、災害時における水源の確保	計画より少ないが 実施	C
	発生源対策の推進	達成	A
	肥料、農薬の適切な使用の推進	達成	A
	流域市町村連携による広域的な水質汚濁対策の推進	その他	—
	下水道の整備および下水道への接続の推進、および合併浄化槽の整備推進	達成	A
	印旛沼における浚渫、河川の浄化施設の設置、水生植物による負荷除去など、水域における直接浄化の推進	その他	—
	地下水汚染の調査、監視、浄化対策の実施	達成	A
	有害化学物質の適正管理	その他	—

区分	環境指標	実施状況 (H28 年度末時点)	評価
施策 6) 廃棄物の減量・再資源化の推進			
環境 指標	地元の商店街やスーパー等との協力による簡易包装、資源ごみの回収の推進	達成	A
	現在行われている買い物袋持参運動の充実	計画より少ないが実施	C
	一般廃棄物の減量化、適正処理の推進についての検討を行う場としての廃棄物減量等推進審議会の設置	達成	A
	生ごみの分別回収の徹底と堆肥（コンポスト）化、およびその市内農地への活用の推進	未実施	D
	グリーンサイクル推進（公園樹や街路樹の剪定枝、落葉等のチップ化、堆肥化）など、緑の循環システムの構築	達成	A
	市民主体による分別回収の推進と支援体制の整備	達成	A
	建設副産物の有効活用の推進	達成	A
	フリーマーケットの開催、不要品交換情報の取り扱いなどの推進	達成	A
	産業廃棄物の適正処理・処分の推進	その他	—
	クリーン推進員の選定による地域の環境美化の推進	その他	—
	ポイ捨て条例の検討等による、駅周辺等における環境美化取り組みの重点推進	その他	—
	グリーン購入の推進	計画より少ないが実施	C
	ごみ処理施設の整備に伴う配慮の実施（施設立地に伴う環境負荷の低減、資源化や廃熱の有効活用、環境学習可能な公園緑地等との組み合わせ）	未実施	D
施策 7) 土壌汚染防止の推進			
環境 指標	廃棄物や残土（発生土）の適正処理に関する規制、指導の推進	達成	A
	地下水汚染の調査、監視、浄化対策の実施	達成	A
	有害化学物質等の適正管理（利用状況の把握と利用の適正化）	その他	—
	肥料、農薬の適切な使用の推進	達成	A
	自主管理の促進（規制されていない化学物質等の事業所等による自主的な管理・防止対策の指導、推進）	その他	—
	土壌汚染処理対応	その他	—
施策 8) 環境汚染防止対策の推進			
環境 指標	有害化学物質等の適正管理	その他	—
	有害化学物質等の監視	達成	A

区分	環境指標	実施状況 (H28年度末時点)	評価
施策9) 地球環境を認識し行動に移す(1) 地球レベルでの環境認識と地域実践の推進			
環境 指標	環境ホームページ、環境ニュース等を通じた環境問題に係る情報の提供	H31年度末までに達成見込み	B
	地球環境問題に関わる環境教育・学習の推進	達成	A
	地球環境問題に関わるPR、啓発の推進	達成	A
	外国の環境について関心を広げる	未実施	D
	地球温暖化対策への取り組み	達成	A
	酸性雨対策への取り組み	その他	—
	熱帯雨林等の保全や野生動物保護に関する情報の提供	未実施	D
施策9) 地球環境を認識し行動に移す(2) パートナーシップによる推進			
環境 指標	コミュニティ(子供会、町内会等)単位での集団回収の推進、分別排出の徹底等、廃棄物の減量やリサイクルへの取り組みの推進	達成	A
	廃棄物減量等推進員の選定	未実施	D
	(廃棄物減量等推進員の)連絡協議会の設置	未実施	D
	消費者とのパートナーシップによる事業所の取り組みの推進(過剰包装の抑制、有価物の回収、環境にやさしい製品の推奨、環境活動への事業所の取り組み推進)	H31年度末までに達成見込み	B

【市民アンケート調査による評価】

区分	項目	満足度点 (H30年度調査)	評価
満足 度点	空気のきれいさ、さわやかさ	3.59	A
	川や水路などの水のきれいさ	3.03	B
	まちの静けさ	3.6	A
	土壌が豊かであること、汚れていないこと	3.39	A
	道路交通量の多さ	2.89	B
	ごみの散乱がないなど、周辺のきれいさ	3.33	A
	川や池、湧水など水の豊かさ	3.16	B
	環境活動ができる機会の多さ	2.90	B
	環境市民活動の活発さ	2.90	B
	地域での環境イベントの開催状況	2.91	B

【総評】

評価結果	評価
<p>市内の環境負荷の監視・把握、負荷や影響を削減する仕組みづくり、公害対策の推進、エネルギーの有効利用の推進、水資源の有効利用と排水負荷の低減、廃棄物の減量・再資源化の推進、土壌・環境汚染防止対策の推進などの取組を進めているところです。しかしながら、環境負荷の監視・把握とパートナーシップによる推進に関する取組について、未実施のものが多くなっています。</p> <p>市民アンケート結果でも、生活環境についての満足度や環境活動についての満足度がやや低くなっています。</p> <p>今後は、既存の取組で進捗が滞っているものについては推進し、パートナーシップにより推進可能な取組も実施していくことが必要です。</p>	B

達成すべき環境像④ 歴史と文化を知り、伝え、創りだすまち

【取り組みの方針】

人と自然と共に育まれてきた歴史の深みを今日およびこれからの伝えると共に、いまの佐倉を誇りを持って子供たちに伝えて行ける環境づくりを目指します。

【施策】

施策	内容
1) 歴史資産情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ①歴史的建造物に関する情報の収集 ②歴史文化に関わる情報の収集 ③歴史的景観に関する調査の実施
2) 歴史資産を保全・活用する	<ul style="list-style-type: none"> ①歴史資産バンク制度の整備 ②歴史資産を活かした環境の保全・創出 <ul style="list-style-type: none"> ・史跡等を活かした緑の保全 ・建造物登録制度の推進 ・歴史的資産をめぐる道づくり（歴史散歩道等） ③歴史的景観の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・歴史資産の保全・活用 ・歴史と結びついた自然景観の保全
3) 歴史文化を継承・創出する	<ul style="list-style-type: none"> （1）身近な歴史文化における自然との関わりの再認識 <ul style="list-style-type: none"> ①印旛沼をめぐる歴史や習慣等の再認識 ②身近な自然環境との関わりの再認識 <ul style="list-style-type: none"> ・歴史と自然環境との関わりに関する記録、資料等の情報の収集、提供 ・歴史を伝える人材の発掘、活用 ②歴史を認識する機会づくり <ul style="list-style-type: none"> （2）後世に伝えられる歴史・文化の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・歴史文化の伝達を通じての世代間の交流の推進 ・環境との共生を主題とした芸術の振興 （3）街づくりにおける歴史文化的背景の尊重 <ul style="list-style-type: none"> ・集落や街並みの保全・継承 ・地名の継承 ・石仏等の保全

【指標による評価】

区分	環境指標	実施状況 (H28 年度末時点)	評価
施策 1) 歴史資産情報の収集			
環境 指標	歴史的建造物に関する情報の収集	達成	A
	歴史文化に関わる情報の収集（無形の歴史資産）	達成	A
	歴史的景観に関する調査の実施	計画より少ないが 実施	C
施策 2) 歴史資産を保全・活用する			
環境 指標	歴史資産バンク制度の整備	未実施	D
	史跡等を活かした緑の保全	計画より少ないが 実施	C
	建造物登録制度の推進	計画より少ないが 実施	C
	歴史的資産をめぐる道づくり（歴史散歩道等）	未実施	D
	歴史資産の保全・活用（建造物や街並みなど）	H31 年度末までに 達成見込み	B
	歴史と結びついた自然景観の保全 （集落、谷津、社寺林、竹林、背戸山等）	H31 年度末までに 達成見込み	B
施策 3) 歴史文化を継承・創出する（1）身近な歴史文化における自然との関わりの再認識			
環境 指標	印旛沼をめぐる歴史や習慣等の再認識	達成	A
	歴史と自然環境との関わりに関する記録、資料等の 情報の収集、提供	達成	A
	歴史を伝える人材の発掘、活用	達成	A
	印旛沼と住民との関わりを伝える資料館「沼辺の博 物館」整備の検討	計画より少ないが 実施	C
	歴史を認識する機会づくり	達成	A
施策 3) 歴史文化を継承・創出する（2）後世に伝えられる歴史・文化の創出			
環境 指標	歴史文化の伝達を通じての世代間の交流の推進	達成	A
	環境との共生を主題とした芸術の振興	計画より少ないが 実施	C
施策 3) 歴史文化を継承・創出する（3）街づくりにおける歴史文化的背景の尊重			
環境 指標	集落や街並みの保全継承	計画より少ないが 実施	C
	地名の継承	達成	A
	石仏等の保全	計画より少ないが 実施	C

【市民アンケート調査による評価】

区分	項目	満足度点 (H30 年度調査)	評価
満足 度点	まちなみの美しさ	3.30	A

【総評】

評価結果	評価
<p>「歴史と文化を知り、伝え、創りだすまち」を目指し、歴史資産に関する情報収集、保全・活用、継承・創出のための取組を推進しているところです。1つを除いて取組は進められていますが、進捗にはばらつきが見られます。</p> <p>市民アンケート結果では、まちなみの美しさについての満足度は高くなっています。</p> <p>今後は、引き続き市民の高い満足度を維持していくため、自然環境や歴史資産の保全・活用の取組を推進していく必要があります。</p>	B

達成すべき環境像⑤ 人が生き、暮らしを楽しむまち

【取り組みの方針】

佐倉市民ひとりひとりが誇りと生きがいを持って快適に暮らせる、みんなにやさしい環境づくりを目指します

【施策】

施策	内容
1) 住民意向の把握と対応の充実	①生活環境に関わる住民意向の把握 ・生活公害に関わる苦情内容等の蓄積 ・さくら環境井戸端会議、まちづくり懇談会などを通じての住民意見等の把握 ②関連計画・部署における連携 ・関連部署との交流による住民意見への柔軟な対応の実施 ・関連部署間における連携による計画の整合
2) 気配りのあるまちづくり	①悪臭等の生活公害対策 ②騒音・振動対策の推進 ・交通騒音対策を図る ・事業場騒音の防止 ・生活マナーに関するPRの推進 ③日照阻害、風害、光害の防止
3) みんなにやさしい地域環境づくり	(1) 利便性の確保 ①利便施設の誘致 ②交通手段の確保 ③公共施設の多目的利用 ・公共施設利用に関わる地域住民の意向の把握 ・既存の目的にとらわれない多様で柔軟な施設利用の推進 ・整備、管理、運営における住民参加の推進 (2) 安全で快適な道路環境の確保 ①安心して歩ける道の確保 ・自転車通行レーンを設けるなど、歩行者の安全性の向上 ・ベビーカーや車椅子などの安全性を考慮した歩道の幅の確保 ・車道と歩道の上に生垣を設けるなど、歩車の分離を徹底 ・看板・放置自転車の撤去、段差の無い歩道整備、サインの整備など、誰もが安全に歩ける歩道の整備 ②楽しみのある移動空間づくり ・市内の主要公共施設、史跡等をつなぐ散歩道やサイクリングロードのネットワークの形成 ・ポケットパークの設置などによる、休憩場所やコミュニティスポットの創出 ・川沿いへの遊歩道の整備、桜並木の整備などにより、季節ごとの楽しみや地域の魅力となるような空間の創出 ・景観や歩行者の快適性(日陰、安全性等)に考慮した道路沿いの植栽
4) コミュニティづくり	①マンパワーを生かした地域づくりの推進 ②世代間の交流の推進 ③公共施設の有効活用

【指標による評価】

区分	環境指標	実施状況 (H28 年度末時点)	評価
施策 1) 住民意向の把握と対応の充実			
環境 指標	生活公害に関わる苦情内容等の蓄積	達成	A
	さくら環境井戸端会議、まちづくり懇談会などを通じての住民意見等の把握	未実施	D
	関係部署との交流による住民意見への柔軟な対応の実施	H31 年度末までに 達成見込み	B
	関係部署における連携による計画の整合	計画より少ないが 実施	C
施策 2) 気配りのあるまちづくり			
環境 指標	悪臭等の生活公害対策	達成	A
	交通騒音対策を図る	達成	A
	事業場騒音の防止	達成	A
	生活マナーに関する PR の推進	達成	A
	日照障害、風害、光害の防止	計画より少ないが 実施	C
施策 3) みんなにやさしい地域環境づくり (1) 利便性の確保			
環境 指標	利便施設の誘致 (地区ごとに役所の支所、商業施設等を誘致)	その他	—
	交通手段の確保 (市内循環バス等)	達成	A
	公共施設利用に係る地域住民の意向の把握	計画より少ないが 実施	C
	既存の目的にとらわれない多様で柔軟な施設利用の促進	計画より少ないが 実施	C
	整備、管理、運営における住民参加の推進	計画より少ないが 実施	C
施策 3) みんなにやさしい地域環境づくり (2) 安全で快適な道路環境の確保			
環境 指標	自動車通行レーンを設けるなど、歩行者の安全性の向上	未実施	D
	ベビーカーや車椅子などの安全性を考慮した歩道の幅の確保	計画より少ないが 実施	C
	車道と歩道の上に生垣を設けるなど、歩車の分離を徹底	未実施	D
	看板・放置自転車の撤去、段差のない歩道整備、サインの整備など、誰もが安全に歩ける歩道の整備	計画より少ないが 実施	C
	市内の主要公共施設、史跡等をつなぐ散歩道やサイクリングロードのネットワークの形成	計画より少ないが 実施	C
	ポケットパークの設置などによる、休憩場所やコミュニティスポットの創出	達成	A
	川沿いへの遊歩道の整備、桜並木の整備などにより、季節ごとの楽しみや地域の魅力となるような空間の創出	未実施	D
	景観や歩行者の快適性 (日陰、安全性等) に考慮した道路沿いの植栽	未実施	D

区分	環境指標	実施状況 (H28 年度末時点)	評価
施策4) コミュニティづくり			
環境 指標	マンパワーを生かした地域づくりの推進 公園の清掃・整備、資源回収、公共施設の運営維持管理 等	達成	A
	世代間の交流の推進	達成	A
	公共施設の有効活用（公園、集会所、学校等の施設整 備や維持管理・活用における地域住民参加の推進）	達成	A

【市民アンケート調査による評価】

区分	項目	満足度点 (H30 年度調査)	評価
満 足 度 平均点	空気のきれいさ、さわやかさ	3.59	A
	まちの静けさ	3.60	A
	におい（悪臭）がしないこと	3.59	A
	道路交通量の多さ	2.89	B
	公園や街路樹などのまちの緑の豊かさ	3.62	A
	公園や広場などのゆとりのある空間の豊かさ	3.53	A
	ごみの散乱がないなど、周辺のきれいさ	3.33	A
	買い物や交通の便利さ	3.16	B
	まちなみの美しさ	3.30	A
	地域活動ができる機会の多さ	2.90	B
	環境市民活動の活発さ	2.90	B

【総評】

評価結果	評価
<p>「人が生き、暮らしを楽しむまち」を目指し、住民意向の把握と対応の充実、気配りのあるまちづくり、みんなにやさしい地域環境づくり、コミュニティづくりについての取組を進めているところです。しかしながら、地域環境づくりに関する取組において、未実施や計画を下回る実施状況のものが多くなっています。</p> <p>市民アンケート結果では、生活環境や都市環境についての満足度はおおむね高い評価となっていますが、環境活動についての満足度はやや低くなっています。</p> <p>今後は、既存の取組で進捗が見られないものについて、進めていくことが必要です。</p>	B

達成すべき環境像⑥ 環境づくりをみんなで進めるまち

【取り組みの方針】

市民の視点からの環境づくりの推進、各主体の自立と役割の認識による環境づくりの円滑化、より多くの市民にとって良好な環境づくりの推進、様々な主体が集まり、協力しあうことによるより効果的な環境づくりの推進などを目的として、パートナーシップづくりおよびパートナーシップによる環境づくりを推進します。

市内外の環境づくりに関わるグループや研究者など、多岐広範にわたるパートナーシップづくりを進めます。

【施策】

施策	内容
1) 情報の共有	①環境情報システムづくりの推進 ・地図情報システムの整備 ・ホームページの開設 ②行政からの情報提供 ・環境白書の発行 ・環境ニュースの発行 ・その他 ③市民グループとの連携
2) 環境教育・学習の推進	①環境教育の推進 ・印旛沼や市内河川、谷津など、市内の自然環境を活用した授業の実施 ・自然観察会や見学会等の実施における支援 ・市内環境に関わる教材の作成 ・環境教育研究指定校を中心とする環境教育の推進 ・(仮) 科学学習センターの整備 ・自然観察用池の市内小学校への整備 ②環境学習の推進 ・環境に関する勉強会、市内の自然観察会等の実施、実施支援 ・さくら環境井戸端会議の開催 ・環境ニュースの発行などによる環境情報の提供 ・家庭教育学級等を通じた親を対象とする環境学習の推進
3) パートナーシップに基づく環境実践の推進	①行政による取り組みの推進 ・本市におけるパートナーシップに基づく環境作りの実施に向けた、仕組みや制度等の検討 ・環境に配慮した取り組みに関わる PR の推進 ・市民が環境に配慮した取り組みを実行するための指針としての市民かんきょうノート（仮称）の作成と配布 ・環境庁の“環境家計簿”などを活用した勉強会等の開催、環境家計簿の配布等による日常生活と環境との関わりを感覚としての把握の推進 ・事業所が環境に配慮した取り組みを実行するための指針の作成と事業所への配布 ・環境に配慮した取り組みを実施している事業所のエコストア、エコ事業所としての市民への公表 ・率先行動計画（仮称）の作成と市庁舎等における環境に配慮した事業活動の実践

施策	内容
3) パートナーシップに基づく環境実践の推進	<p>②市民による取り組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境に関わる市民としての主体的な活動の推進 ・市の実施する環境に係わる調査や事業など、環境施策への参加、協力 ・(財) 佐倉緑の銀行や緑の少年団、市民グループなどの間での連携、協力、交流等による取り組みの推進 <p>③事業者による取り組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発行為、建築行為等に際しての環境配慮の実施 ・事業活動に伴う環境配慮の実施 ・事業者としての地域の環境づくりへの参加、協力の推進 ・事業所における ISO14001 の取得など、環境に配慮した事業活動に向けた体制作り <p>④協力による取り組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境ボランティア活動への参加による認識 ・関連機関との連携による取り組みの推進
4) パートナーシップのための仕組みづくり	<p>①市民の交流の場づくり</p> <p>②市の施策における市民参加の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の計画策定、条例等の検討、公共施設の整備・維持管理等における計画段階からの住民参加の推進 ・市民等の主体的な活動への支援体制の整備 ・市民や市民グループからの要請事項や意見に対する行政側の受入体制の検討 ・市が行う調査や事業等への住民協力の推進 ・パートナーシップに基づく環境づくりの実現のために必要な制度や仕組みの検討 <p>③国際交流の推進</p> <p>④周辺自治体等との連携</p> <p>⑤(仮) 環境基本施策推進調整会議の設置</p> <p>⑥(仮) 科学学習センターの活用</p>

【指標による評価】

区分	環境指標	実施状況 (H28 年度末時点)	評価
施策 1) 情報の共有			
環境 指標	地図情報システムの整備	未実施	D
	ホームページの開設	達成	A
	環境白書の発行	達成	A
	環境ニュースの発行	H31 年度末までに 達成見込み	B
	その他（市の広報、回覧板、ケーブルテレビ等を活用した市民への PR）	達成	A
	市民グループとの連携	H31 年度末までに 達成見込み	B
施策 2) 環境教育・学習の推進			
環境 指標	印旛沼や市内河川、谷津など、市内の自然環境を活用した授業の実施	達成	A
	自然観察会や見学会等の実施における支援	H31 年度末までに 達成見込み	B
	市内環境に関わる教材の作成	達成	A
	環境教育研究指定校を中心とする環境教育の推進	達成	A
	（仮）科学学習センターの整備	未実施	D
	自然観察用池の市内小学校への整備	達成	A
	環境に関する勉強会、市内の自然観察会等の実施、実施支援	達成	A
	さくら環境井戸端会議の開催	未実施	D
	環境ニュースの発行などによる環境情報の提供	H31 年度末までに 達成見込み	B
	家庭教育学級を通じた親を対象とする環境学習の推進	計画より少ないが 実施	C

区分	環境指標	実施状況 (H28 年度末時点)	評価
施策3) パートナーシップに基づく環境実践の推進			
環境 指標	本市におけるパートナーシップに基づく環境作りの実施に向けた、仕組みや制度等の検討	未実施	D
	環境に配慮した取り組みに関わる PR の推進	計画より少ないが実施	C
	市民が環境に配慮した取り組みを実行するための指針としての市民かんきょうノート（仮称）の作成と配布	計画より少ないが実施	C
	環境庁の環境家計簿などを活用した勉強会等の開催、環境家計簿の配布等による日常生活と環境との関わりの感覚としての把握の推進	計画より少ないが実施	C
	事業所が環境に配慮した取り組みを実行するための指針の作成と事業所への配布	未実施	D
	環境に配慮した取り組みを実施している事業所のエコストア、エコ事業所としての市民への公表	H31 年度末までに達成見込み	B
	率先行動計画（仮称）の作成と市庁舎等における環境に配慮した事業活動の実践	達成	A
	環境に関わる市民としての主体的な活動の推進	達成	A
	市の実施する環境に関わる調査や事業など、環境施策への参加、協力	達成	A
	（財）佐倉緑の銀行や緑の少年団、市民グループなどの間での連携、協力、交流等による取り組みの推進	H31 年度末までに達成見込み	B
	開発行為、建築行為等に際しての環境配慮の実施	達成	A
	事業活動に伴う環境配慮の実施	H31 年度末までに達成見込み	B
	事業者としての地域の環境づくりへの参加、協力の推進	H31 年度末までに達成見込み	B
	事業所における ISO14001 の取得など、環境に配慮した事業活動に向けた体制作り	H31 年度末までに達成見込み	B
	環境ボランティア活動への参加による認識	達成	A
関連機関との連携による取り組みの推進 (教育機関や印旛沼基金等との連携)	計画より少ないが実施	C	

区分	環境指標	実施状況 (H28 年度末時点)	評価
施策4) パートナーシップのための仕組みづくり			
環境 指標	市民の交流の場づくり(さくら環境井戸端会議の発展)	未実施	D
	市の計画策定、条例等の検討、公共施設の整備・維持管理等における計画段階からの住民参加の推進	計画より少ないが実施	C
	市民等の主体的な活動への支援体制の整備	計画より少ないが実施	C
	市民や市民グループからの要請事項や意見に対する行政側の受け入れ体制の検討	計画より少ないが実施	C
	市が行う調査や事業等への住民協力の推進	達成	A
	パートナーシップに基づく環境づくりの実現のために必要な制度や仕組みの検討	計画より少ないが実施	C
	国際交流の推進(諸外国との環境問題に関する情報交換、人材の派遣等)	未実施	D
	周辺自治体等との連携	未実施	D
	(仮) 環境基本施策推進調整会議の設置	計画より少ないが実施	C
	(仮) 科学学習センターの活用	未実施	D

【市民アンケート調査による評価】

区分	項目	満足度点 (H30 年度調査)	評価
満足 度点	環境について学ぶ機会の多さ	2.90	B
	環境活動ができる機会の多さ	2.90	B
	環境市民活動の活発さ	2.90	B
	地域での環境イベントの開催状況	2.91	B

【総評】

評価結果	評価
<p>「環境づくりをみんなで進めるまち」を目指し、情報の共有、環境教育・学習の推進、パートナーシップに基づく環境実践の推進、仕組みづくりに関する取組を進めています。しかしながら、環境教育・学習の推進や市民・事業者などが参加できるようなパートナーシップ構築に関する取組について、未実施が比較的多くなっています。</p> <p>市民アンケート結果でも、環境活動についての満足度は低くなっています。</p> <p>今後は、市民・事業者・市のパートナーシップを構築し、環境活動などを推進するための取組を強化していくことが必要です。</p>	B

第4節 重点的取り組みの達成状況

基本施策① 佐倉らしさとしての自然環境の保全と活用

【取り組みの方針】

取り組み方針	内容
①重要自然環境地域の設定と保全のための仕組みづくり	佐倉の自然環境を様々な側面から総合的に評価し、特に重要と考えられる地域を重要自然環境地域として設定するとともに、その保全を推進するための仕組みづくりを推進します。
②農地や斜面林(背戸山)をめぐる緑の地の保全	農地や斜面林などの緑の地の将来的な土地利用の担保、および維持管理・活用の推進による機能面における活性化により、豊で良質な緑の地の将来世代への継承を図ります。
③印旛沼と谷津をめぐる水系の保全	佐倉市の豊かな自然環境の象徴である印旛沼を、地域に特徴的な谷津環境の保全と、それらをめぐる水系の保全を図ります。

【取り組みの状況】

①重要自然環境地域の設定と保全のための仕組みづくり

主な取り組み項目	取り組みの概要 (H28 年度末時点)
自然環境に関わるデータの蓄積 ・自然環境調査、谷津環境保全基礎調査(仮称)、植生図の作成等の定期的な実施の継続	H30・31に自然環境調査を実施予定。
自然環境等のデータに基づく市内環境のランク評価	自然環境調査と併せて検討予定。
特に重要な地域の自然環境保全地域としての設定 ・重要自然環境地域および市域における自然環境の保全計画(自然環境保全計画)の作成	谷津の保全に関してはH18.3谷津環境保全指針を策定済み。生物多様性地域戦略等も視野に入れて検討予定。
保全のための仕組みづくりの検討、推進 ・土地としての確保施策の検討	西部自然公園用地等、モデル事業地の一部を公園用地として確保し、保全している。 民有地については仕組みがない。
保全のための仕組みづくりの検討、推進 ・開発計画に対する保全、配慮、対応のための考え方、仕組みの検討(回避、複数案提示、代替保全等も含む)	案件に応じて意見を述べているが、仕組みとしての整備には至っていない。
保全計画に基づく保全施策の推進	谷津環境保全指針に基づき、モデル事業を推進している。
自然環境保全計画の策定と保全施策の推進	谷津環境保全指針に基づき、モデル事業を推進している。

②農地や斜面林（背戸山）をめぐる緑の地の保全

主な取り組み項目	取り組みの概要（H28年度末時点）
<p>自然環境保全計画に基づく農地（谷津田）、樹林地（斜面林・社寺林等）の保全の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・谷津田の保全、谷津公園等としての谷津田の復元 	<p>谷津環境保全指針に基づき、畔田谷津、前ヶ作（直弥公園）、西御門谷津の保全を行っている。</p>
<p>自然環境保全計画に基づく農地（谷津田）、樹林地（斜面林・社寺林等）の保全の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市有地としての農地、樹林地等の買取、契約等による借地 	<p>畔田谷津等を公園用地として取得し、保全整備を行っている。</p>
<p>自然環境保全計画に基づく農地（谷津田）、樹林地（斜面林・社寺林等）の保全の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律等による土地利用規制の実施 	<p>緑の保全・創出を目的とした制度新設について、検討課題となっている。</p>
<p>緑の基金や緑の銀行等と連携した緑の地保全のための財源確保の推進</p>	<p>ボランティア公募制度導入検討、公益事業の透明性の確保、作業効率の向上、佐倉商工会議所を通じた賛助会員の拡大</p>
<p>市民農園等としての農地の有効活用</p>	<p>生谷、大篠塚、飯野台において市民農園を開設。</p>
<p>農地や樹林地を活用した環境教育・学習プログラムの推進</p>	<p>生きもの見つけ隊、水辺観察会の実施。</p>
<p>雑木林等の維持管理作業のボランティア活動の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・畔田谷津、直弥、岩富島、モデル事業地及び周辺林で活動を実施している。
<p>樹林地保全に係わる市民活動・作業等の支援策の検討</p>	<p>千葉県において里山協定の締結及び認定制度が運用されている。</p>
<p>谷津への建設残土の埋め立ての防止</p>	<p>不当行為防止指導員等によるパトロールを実施</p>
<p>市全域および周辺も含めた広域的な緑のネットワークの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地における緑化の推進 	<p>千葉県自然環境保全条例・佐倉市緑化要綱に基づく自然環境保全協定、緑地協定。</p>
<p>市全域および周辺も含めた広域的な緑のネットワークの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内道路のエコロードとしての整備の推進 	<p>（いずれの所属も該当なし）</p>
<p>市全域および周辺も含めた広域的な緑のネットワークの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物生息に配慮した環境の保全、整備の推進 	<p>一部地域での保全活動を実施しているが、市全体の取組みには至っていない。</p>

③印旛沼と谷津をめぐる水系の保全

主な取り組み項目	取り組みの概要（H28 年度末時点）
谷津保全のための調査、指針（仮称：谷津環境保全指針）づくり	H18.3 「谷津環境保全指針」策定
自然環境保全計画及び谷津環境保全指針に基づく谷津の保全、維持管理等の推進 ・谷津の水系としての湧水、せせらぎの保全の推進	継続的に湧水調査を実施。 啓発のため、冊子「佐倉の湧き水物語」を H18.3 発行。
総合的な水循環系に関わる方針の明確化（水の質、量、利用等も含む）	印旛沼周辺水循環健全化会議における水循環健全化計画は策定されているが、量・質・利用まではカバーしていない。
佐倉市における総合的な水収支の把握（降雨、蒸発散、地下浸透、表面流出等々）	水収支の把握は不可能であるとする。
印旛沼水質改善のための流域市町村の協議会の推進	印旛沼水質保全協議会等に参加している。
印旛沼や河川の水質の改善（直接浄化、抽水植物の保全、汚水流入の回避等）	千葉県が積極的に取り組むべきことであるとする。 生活環境課では水質監視のみ実施
流域における地下水の涵養と地下水の水質保全	県・市の環境保全条例、環境保全協定、その他任意協力により、事業者から年 1 回揚水量報告を徴取。 地下水汚染が確認された地点のモニタリング調査及び浄化対策を実施。
日常生活における自然を知る場、憩いの場としての水にふれる場の保全、改善、創出	県による親水護岸整備等。サンセットヒルズ下は着工済。舟戸は設計済。
水辺の美化の推進（ごみ投棄の抑制）	印旛沼浄化推進運動を毎年 1 回実施。 不当行為防止指導員等によるパトロールを実施
水環境に対する市全体の認識向上	パンフレットの作成・配布や、印旛沼環境体験フェア等への参加を行っている。
水資源の適切な利用の推進（節水、雨水利用、中水道等）	広報等を通じて、水を大切に使用することについて随時啓発を行っている。
排水の適切な処理	・ H21.3 に生活排水対策推進計画を策定。・ 終末処理場の機能維持のため、特定施設等の水質調査を毎年実施している。・ 浄水場の排泥処理に伴い排泥の成分分析を実施している。・ 苦情時に関係機関と連携して対応
湧水の保全、活用（湧水マップの作成）	冊子「佐倉の湧き水物語」を H18.3 発行。
生物の生息に配慮した水辺環境の保全、創出（近自然工法等の積極的採用等）	（いずれの所属も該当なし）

【指標による評価】

区分	環境指標	実施状況 (H28 年度末時点)	評価
①重要自然環境施策の設定と保全のための仕組みづくり			
達成 目標	重要自然環境地域の設定	未実施	D
	自然環境保全計画の作成（開発行為等に対する対応等も含む）	計画より少ないが 実施	C
	環境アセスメント制度の設定	未実施	D
②農地や斜面林（背戸山）をめぐる緑の地の保全			
達成 目標	現状緑被率（70%：1997年）の維持	未実施	D
	市民参加による斜面林（背戸山）、雑木林の維持管理・活用のしくみをつくる	未実施	D
③印旛沼と谷津をめぐる水系の保全			
達成 目標	水循環型社会構築に向けての指針の作成	その他	—
	（仮称）谷津環境保全指針の作成	達成	A

【市民アンケート調査による評価】

区分	項目	満足度点 (H30 年度調査)	評価
満足 度点	川や水路などの水のきれいさ	3.03	B
	公園や街路樹などのまちの緑の豊かさ	3.62	A
	公園や広場などのゆとりのある空間の豊かさ	3.53	A
	山、森など自然の緑の豊かさ	3.57	A
	川や池、湧水など水の豊かさ	3.16	B
	ふれあえる自然の豊かさ	3.36	A
	野生の動植物の身近さ	3.23	B
	自然景観・風景の美しさ	3.31	A
	環境活動ができる機会の多さ	2.90	B

【総評】

評価結果	評価
<p>谷津環境保全指針の策定、農地や斜面林の緑の保全のための仕組みづくり、印旛沼と谷津をめぐる水系の保全などの取組を進めているところですが、達成目標としている項目について、約半数が未実施となっています。</p> <p>市民アンケート結果では、生活環境、都市環境、自然環境についての満足度は比較的高くなっています。</p> <p>今後は、更なる市民の満足度向上に向けて、自然環境の保全・活用に関する取組を推進していく必要があります。</p>	B

基本施策② 環境パートナーシップの形成

【取り組みの方針】

取り組み方針	内容
①環境に係わる啓発・学習活動の推進	環境に関する意識や行動の啓発活動を推進し、市民、事業者、行政等、佐倉市全体の環境に対する認識、理解を高め、市民、事業者、行政のひとりひとりが自ら考え、意見を持っている状態を目指します。
②パートナーシップのための仕組みづくり	市民が自立した立場を確立するための支援体制を整備します。また、市民や市民団体、事業者、行政が、互いにバランスのとれたパートナーシップを確立するための仕組みづくりを進めます。

【取り組みの状況】

①環境に係わる啓発・学習活動の推進

主な取り組み項目	取り組みの概要（H28年度末時点）
市内小中学校における環境教育の充実	理科，社会科，総合的な学習の時間に地域や日本，世界の環境問題の現状や対策について理解を深めている。
地域の教育機関との連携における環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・東邦大等、大学生の実習受入を行っている。 ・印旛沼内水面試験場や千葉地区工業用水道事業（浄水場），クリーンセンター等の見学実施している。 ・和田小学校と連携して、地域塾講座等において実践
環境教育推進のための教職員研修やプログラム開発の実施	平成 26 年 8 月に市内教職員を対象に印旛沼の生態系や八代工区の水草再生事業の現場見学を通じた研修会を実施した。
学校協力によるごみゼロ運動、リサイクル推進運動、資源回収等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校の実態に応じて、地域の公園や通学路を中心にゴミゼロ運動を実施している。 ・ごみゼロ運動等への参加校はなし
環境に関する勉強会、観察会等の開催 ・市内の自然環境を生かした自然観察会の実施	生きもの見つけ隊、水辺観察会、親子で学ぼう印旛沼の実施。
環境に関する勉強会、観察会等の開催 ・親子環境教室の開催	生きもの見つけ隊、親子で学ぼう印旛沼の実施。
公民館活動等、生涯学習としての環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境政策課との共催である「温故知新」の実施と、年 1 回程度印旛沼に関する講座を主催している（中央公民館） ・環境政策課等との共催で、「水辺探検ツアー」、主催事業「おもしろ科学実験隊」での水の浄化の実験、主催事業で「野草観察会」の実施（根郷公民館） ・主催事業「寺崎地区史跡めぐりと密蔵院薬師大祭に行こう」の実施 ・地域塾講座において、環境共生型の農業講座を実施（和田公民館） ・地区に残る風習「どんど焼き」の講座・見学を毎年 1 月に実施。次年度以降も実施予定（弥富公民館） ・毎年、年 4 回里山散策や星空観察を地域の小学校児童を対象に募集実施している。（志津公民館） ・公民館主催事業実施（水辺観察会（H17～H28）、印旛沼の自然（H19～H28）、臼井八景を読む（H25）（臼井公民館） ・郷土図書コーナーに環境学習に関する図書を設置している。（志津図書館） ・研修等で、環境学習の推進について触れている（社会教育課）

主な取り組み項目	取り組みの概要（H28 年度末時点）
○多様な媒体による環境情報の提供の推進 ・ホームページの開設、環境ニュースの定期発行、広報への掲載、回覧板や掲示板の活用	H29 年度より、エコライフ通信を年 4 回発行・住民回覧予定。
市民かんきょうノート（仮称）の作成、配布 ・環境に係る取り組みについての手引き書的位置づけ	過去に作成・配布済み。 近年はこれに代わるものとして、環境家計簿を作成、配布している。
佐倉市内の環境に関する冊子の作成 ・自然環境調査等の結果を元に作成	H12.11「佐倉市の自然」発行
地域コミュニティにおける環境活動の実施 ・地域環境の再認識、コミュニティの活性化	平成 28 年度現在、自治会等が自発的に取り組む環境整備に対して協力をしている。直近では、里山の整備などに協力し、地域コミュニティの活性化をしている。今後も継続していく予定。
市民自身による勉強会等、環境活動の支援の推進	・市民団体の勉強会等における講演を実施 ・依頼を受け、講師等を派遣している。 ・行事の後援等を行っている。

②パートナーシップのための仕組みづくり

主な取り組み項目	取り組みの概要（H28 年度末時点）
市民等による環境活動の支援の仕組みづくり	・地域の清掃活動により発生したごみ収集を実施 ・市民協働事業として支援の仕組みが整備されている。
環境施策の推進における市民によるチェック体制の整備	・環境審議会に公募市民委員を委嘱している。また、環境白書や HP で施策の推進状況を随時公表している。 ・不当行為防止指導員の任命
市民、市民団体、事業者、行政の交流の場づくり ・市内の民間環境活動グループ等の把握と情報交換	市民公益活動サポートセンターを通じて情報把握等を行っている。
市民、市民団体、事業者、行政の交流の場づくり ・民間グループや行政等における懇談会、協議会の設置	H29 に事業者連絡会の設置、H30 年度以降に市民・事業者市の意見交換会の立ち上げを予定。
さくら環境井戸端会議の実施と、その発展による市民主体の活動の場づくりの推進	近年開催がなく途絶えている。次期環境基本計画策定時に再度検討したい。
開発行為・施設整備における計画段階からの市民参加による検討実施のための仕組みづくりの検討	公共施設整備に関しては、パブリックコメントを実施することが通例となっている。 開発行為に関しては進んでいない。

主な取り組み項目	取り組みの概要（H28年度末時点）
情報提供の機会、場づくりの推進 ・環境情報システムの整備（インターネット・ホームページ、検索システム等）	ホームページの各課ページで環境に関する情報を提供している。
情報提供の機会、場づくりの推進 ・環境活動、情報等の拠点となる施設の整備	千葉県において環境研究センターが設置されており、市では必要なしと考える。
各種環境関連の催し物の開催、後援等	・印旛沼浄化推進運動や各種環境学習事業の開催、行事の後援等を行っている。 ・ごみゼロ運動を実施（廃棄物対策課）
環境に関わる施策への市民参加の推進	・畔田谷津ワークショップやエコライフ推進員制度を実施。 ・不当行為防止指導員の任命

【指標による評価】

区分	環境指標	実施状況 (H28年度末時点)	評価
①環境に関わる啓発、学習活動の推進			
達成 目標	環境ニュースの定期発行（3～4回/年）と全戸配布	計画より少ないが 実施	C
	佐倉市ホームページへの環境コーナーの開設と充実	達成	A
	市内全小中学校における環境教育の実施	達成	A
②パートナーシップのための仕組みづくり			
達成 目標	環境情報システムの整備	未実施	D
	市民・事業者主催によるさくら環境井戸端会議の開催	未実施	D

【市民アンケート調査による評価】

区分	項目	満足度点 (H30年度調査)	評価
満足 度点	環境について学ぶ機会の多さ	2.90	B
	環境活動ができる機会の多さ	2.90	B
	環境市民活動の活発さ	2.90	B
	地域での環境イベントの開催状況	2.91	B

【総評】

評価結果	評価
<p>環境に係わる啓発・学習活動の推進、パートナーシップのための仕組みづくりに向けた取組を進めているところですが、達成目標のうち、パートナーシップのための仕組みづくりに関するもの（環境情報システムの整備、市民・事業者主催によるさくら環境井戸端会議の開催）が未実施となっています。</p> <p>市民アンケート結果でも、環境活動についての満足度は低くなっています。</p> <p>今後は、パートナーシップのための仕組みづくりを強化し、市民、事業者が環境活動に携われる機会を創出するような取組が期待されます。</p>	B

第2章 関連情報の収集及び整理

第1節 調査概要

近年起こった環境問題を取り巻く社会状況の変化や国・県等の関連法令・計画・施策等の動向を整理しました。

第2節 現行計画策定後の環境問題を取り巻く社会状況の変化

(1) 世界の動向

① 持続可能な開発のための2030アジェンダ

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(以下、「2030アジェンダ」と表記します。)は、2001年(平成13年)に策定された「ミレニアム開発目標」(Millennium Development Goals : 以下、「MDGs」と表記します。)の後継として、2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された2030年までの国際開発目標です。

国際社会は、MDGsを開発分野の羅針盤として、15年間で一定の成果を上げましたが、教育、母子保健、衛生といった未達成の目標や、深刻さを増す環境汚染や気候変動への対策、頻発する自然災害への対応といった新たな課題が生じるなど、MDGsの策定時から、開発をめぐる国際的な環境は大きく変化しました。

2030アジェンダは、こうした状況に取り組むべく、相互に密接に関連した17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals : 以下、「SDGs」と表記します。)を掲げ、人間の安全保障の理念を反映し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、環境・経済・社会をめぐる広範な課題に、統合的に取り組むことを誓っています。

持続可能な開発目標（SDGs）における 17 の目標



1 貧困 目標1 [貧困]
あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。

2 飢餓 目標2 [飢餓]
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。

3 保健 目標3 [保健]
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。

4 教育 目標4 [教育]
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。

5 ジェンダー 目標5 [ジェンダー]
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行なう。

6 水・衛生 目標6 [水・衛生]
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。

7 エネルギー 目標7 [エネルギー]
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。

8 経済成長と雇用 目標8 [経済成長と雇用]
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する

9 インフラ、産業化、イノベーション 目標9 [インフラ、産業化、イノベーション]
強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。

10 不平等 目標10 [不平等]
国内及び各国家間の不平等を是正する。

11 持続可能な都市 目標11 [持続可能な都市]
包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。

12 持続可能な消費と生産 目標12 [持続可能な消費と生産]
持続可能な消費生産形態を確保する。

13 気候変動 目標13 [気候変動]
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。

14 海洋資源 目標14 [海洋資源]
持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。

15 陸上資源 目標15 [陸上資源]
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

16 平和 目標16 [平和]
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

17 実施手段 目標17 [実施手段]
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

資料：持続可能な開発のための 2030 アジェンダと日本の取組（外務省）

② 脱炭素社会の形成に向けた枠組み

2015年（平成27年）12月、パリで開催されたCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）において、2020年以降の温暖化対策の国際的枠組みとなる「パリ協定」が正式に採択され、2016年（平成28年）11月に発効しました。

「パリ協定」では、「世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出の実質ゼロ（人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること）にすること」などが目標として定められました。

「パリ協定」は、歴史上初めて先進国だけでなく途上国を含む世界の国々が、温室効果ガス削減に向けて自国の目標を提出し、目標達成に向けた取り組みを実施することなどを規定した公平かつ実効的な枠組みとなっています。

（2）国の動向

① 持続可能な開発のための2030アジェンダを受けて

2016年（平成28年）12月に策定された「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」において8つの優先課題と具体的施策を掲げ、環境に関わりの深い優先課題として「持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備」、「省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会」、「生物多様性、森林、海洋等の環境の保全」が示されています。

② 第五次環境基本計画

2018年（平成30年）4月に閣議決定された国の「第五次環境基本計画」では、目指すべき持続可能な社会の姿のひとつとして、「地域循環共生圏」の創造を掲げています。

「地域循環共生圏」とは、各地域が有する自然資源、生態系サービス、資金・人材などを活かして自立・分散型の社会を形成しながらも、地域の特性に応じて地域資源を補完し支え合う考え方のことです。

「地域循環共生圏」の創造に向けて、「SDGsの考え方も活用し、環境・経済社会の統合的向上を具体化する」ことを掲げ、環境政策を契機に、あらゆる観点からイノベーションを創出し、経済、地域、国際などに関する諸課題の同時解決と将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくとしています。

「地域循環共生圏」の概念図



資料：第五次環境基本計画の概要（環境省）

③ 低炭素社会の形成に向けた法改正等

国は、「パリ協定」を受けて、「国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度に平成25年度（2013年度）比26.0%減（2005年度比25.4%減）」とする温室効果ガスの削減目標を立て、その実現を目指し、2016年（平成28年）5月に「地球温暖化対策推進法」の改正を行い、地球温暖化対策に関する総合的な計画である「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。

また、2018年（平成30年）7月に策定された国の「第5次エネルギー基本計画」では、2030年に向けて、徹底した省エネルギーの推進を前提に、再生可能エネルギーは22～24%とする電源構成（エネルギーミックス）目標の確実な実現を目指すとしています。

国内での再生可能エネルギーの普及状況についてみると、2014年（平成26年）7月に開始された「固定価格買取制度」を契機に、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの利用が急速に普及しており、機器についても技術革新によりエネルギー変換効率の向上や設置コストの低減などが進んでいます。再生可能エネルギーの活用は、温室効果ガス排出量の抑制に加え、災害時における自立分散型の緊急用電源としての利用価値も高いことから、災害に強いまちづくりを進める上でも、より一層の導入拡大が求められています。

市民や事業者の省エネ意識については、東日本大震災の発生を契機に行動が大きく変化し、節電などの取り組みは、日常的な習慣となり、定着しつつあります。

④ 循環型社会の形成に向けた計画策定等

2018年（平成30年）6月の「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、「第三次計画」で掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取り組み等を引き続き重視するとともに、環境・経済・社会の統合的向上に向けた重要な方向性として、「地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」、「循環分野における基盤整備」などを掲げています。

また、こうした方向性のもと、「バイオマスの地域内での利活用」、「シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価」、「家庭系食品ロス半減に向けた国民運動」、「高齢化社会に対応した廃棄

物処理体制」などの取り組みを推進することとしています。

⑤ 自然共生社会の形成に向けた戦略策定

2012年(平成24年)9月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012-2020」において、2020年までに取り組むべき施策の方向性として、「生物多様性を社会に浸透させる」、「地域における人と自然の関係を見直し・再構築する」、「森・里・川・海のつながりを確保する」、「地球規模の視野を持って行動する」、「科学的基盤を強化し、政策に結びつける」の5つの基本戦略が設定されました。

また、その達成状況の中間評価を受け、2016年(平成28年)11月に「生物多様性国家戦略2012-2020の達成にむけて加速する施策」が取りまとめられました。加速する施策は、日本の生物多様性を巡る現状や課題を踏まえ、①生物多様性の主流化に向けた取組の強化、②生物多様性保全と持続可能な利用の観点から見た国土の保全管理と生態系サービスの利用、③野生生物の保護管理と外来種対策の加速、という3つの取り組みを設定し、目標の達成を目指しています。

⑥ 気候変動適応策の推進

地球温暖化を伴う気候変動は、人間社会や自然の生態系の危機に繋がると考えられており、既に集中豪雨や干ばつといった異常気象による災害が世界中で発生し、甚大な被害が報告されています。

既に起こりつつある気候変動影響への防止・軽減のための備えと、新しい気候条件の利用を行うことを「適応」と言い、低炭素社会の形成を目指す「緩和策」とともに、既に生じている温暖化による影響に適切に対応する「適応策」に積極的に取り組む必要があることから、2018年(平成30年)6月に「気候変動適応法」が成立し、12月に「気候変動適応計画」が閣議決定されました。「気候変動適応計画」では、施策の基本的方向性(目標、計画期間、関係者の基本的役割、基本戦略、進捗管理等)、分野別施策(「農業、森林・林業、水産業」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」、「国民生活・都市生活」)、基盤的施策が整理され、関係府省庁が連携して気候変動適応策を推進することとされています。

(3) 県の動向

① 千葉県環境基本計画

千葉県は、2008年(平成20年)3月に2008年度(平成20年度)から2018年度(平成30年度)を計画期間とする「千葉県環境基本計画」を策定しました。その後、県の自然環境や生活環境をめぐる状況の変化、新たな課題への対応の必要性を受け、策定から7年が経過した2015年(平成27年)3月に、計画の見直しを行い、「千葉県環境基本計画(改訂版)」を策定しました。現在、2018年度(平成30年度)の計画期間終了に伴い、新たな「千葉県環境基本計画」の策定を実施しているところです。

新たな「千葉県環境基本計画(案)」では、目指す将来の姿「みんなでつくる『恵み豊で持続

可能な千葉』～」に向けて、基本目標として、「地球温暖化の推進」、「循環型社会の構築」、「豊かな自然環境と自然との共生」、「野生生物の保護と適正管理」、「安全で安心な生活環境の保全」の5つを掲げ、環境・経済・社会的課題の同時解決に向け、分野横断的に施策を展開していくことが明記されています。

② 地球温暖化対策の取り組み

新たな「千葉県環境基本計画（案）」の中では、地球温暖化対策の取り組みとして、再生可能エネルギー等の活用、水素社会構築、省エネルギーの促進、温暖化対策に関する都市・地域づくり等の促進、気候変動への適応に関する施策を展開していくこととしています。

また、2016年度（平成28年度）には、「千葉の特色を活かした水素の利活用に関する研究会」の提言（2016年（平成28年）3月）を踏まえ、水素エネルギーの利活用を通じた県内産業の振興を図ることを目的として、関係企業や県内金融機関・大学・市町村等で構成するプラットフォーム（情報共有、具体的な取組等検討の場）を設置し、水素社会構築に向けて取り組んでいます。

また、2018年（平成30年）3月には、2016年（平成28年）9月に策定した「千葉県地球温暖化対策実行計画」に基づき適応を進めるため、21世紀末頃までの長期的な影響を意識しつつ、2030年程度までの県施策の取組方針を示すものとして、「千葉県の気候変動影響と適応の取組方針」を定めました。

③ 循環型社会の構築に向けた取り組み

循環型社会の形成に向けた取組みとして、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進、廃棄物の適正処理の推進と不法投棄の防止、残土の適正管理、再生土への対策の推進に関する施策を展開していくこととしています。

具体的な取組みとして、2R（リデュース・リユース）、食品廃棄物の削減、レジ袋や紙コップなどの使い捨て容器包装の減量化などを促進する「ちばエコスタイル」を推進するなどしています。

④ 自然共生社会の形成に向けた取り組み

千葉県では2008年（平成20年）3月に「生物多様性ちば県戦略」を策定し、「行政と多様な人々が一体となって生物多様性を保全・再生し、子どもたちとその未来のために、さまざまな生物・生命（いのち）がつながり、資源・エネルギーを持続させ、豊かな自然と文化が守り育まれる社会」を目指しています。